

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 婚約者の男性が投資物件のオーナーだったのですが…。

婚約者のことをご相談させていただきます。  
男性にはずっとご縁がなく、30歳になってようやく、知人の紹介で知り合った男性と交際し、婚約にまで至りました。新型コロナウイルス感染症でどうなるか分かりませんが、披露宴も予定しています。  
結婚相手はイケメンでなくてよいから、とにかく堅実な人と思っていました。その点彼はデートをしても、良い店に行くわけではなし、服にもお金をかけず趣味もないようで、会社の割り当て社宅のような所に住んでいます。  
ところが先日、家を掃除中、

督促状のようなものが見つかりました。銀行口座に残高がなく、7万円の引き落としができなくて、以下うんぬん…。心配になって聞いてみたら、口を濁していました。ようやく分かったことは、小さなマンションのオーナーになり、人に貸してその賃料でローンを返しているが、ここ半年空き室で賃料が入らず、給料だけではなんともならず返済が滞っているとのことでした。不動産会社には、もう一つ買え

ばそこから賃料が入ると勧められていて…と言うので、それは絶対駄目と言いました。  
自宅マンションを買ってローンを組むのは分かるし、親の遺産か何かで余裕のお金があつて賃貸用マンションを買って小遣い稼ぎをするのならよいけれど、サラリーマンがそんなことをするなんて、私にはとうてい理解できません。どうすればよいと思われませんか？

## A 金銭感覚の欠如した人との結婚はお勧めできません。

ご相談と言われるけれど、もうご自分で答えは出ているようです。  
全般的に言って、金銭感覚の欠如した人との結婚はお勧めできません。結婚は生活だし、今後子供もできて長い間育てていくことを考えると、ご自分でも言われるように堅実な人が一番です。もちろん、自分はそうじゃない人が好き、苦勞しても全然構わないと言うのであれば、もう止めようがないのですけれど。  
そうしたマンションはいわゆる投資物件で、「誰でも大家さん」といった広告が出回っていることがあり、ちゃんとした銀行までが携わっていたりもしたもので、うまいこと言われて引き込まれる人がいるのよねと心配していました。ローン支払いの原資が（空き室になれば入ってこなくなる）賃料だけというのは、そもそも綱渡りのような話です。そんな話に、なぜこの方は乗ってしまったのでしょうかね。おまけにまた乗ろうとしているのですから、金銭感覚が

なり欠如しているのは間違いないと思います。  
交際時に互いの財産（負債を含めて）を開示したりしないし、なんとなくお金のことは聞いては失礼のような感覚があつて、本当のことが分かったのは結婚してからということによくあります。そうやって、相手をもはや信頼できないとなると、離婚しか方法がないけれど、相手が承諾しないと離婚自体が難しい、子供が生まれていればさらに面倒なことになります。今の段階で分かってよかつたなというのが正直な感想です。  
婚約破棄については、前科

があつた、結婚していた、婚約者が別にいた、くらいでないところ「正当な理由」とはいえないの考え方もあります。嫌がる相手を無理やり結婚させることはできません。婚約破棄をあなたが申し出て、それに相手が納得せずに損害賠償をと言ってくるのであれば、それはそれで対処しなければなりません。その額ですか？ 婚約のために相手が出したお金丸々に慰謝料を少し足すくらいでしょう。紹介者の知人が信頼できる方であれば、事情を話して中に入ってもらってもよいと思いますよ。

